

公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル馬名登録実施基準の一部改正新旧対照表

改正	現 行
<p>(申込み)</p> <p>第2条 馬名を登録しようとする当該馬の所有者は、馬名登録申込書（様式第2号）に、次に掲げる書類のうち該当するものを添えて、公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル（以下「本財団」という。）の理事長に申込みなければならない。</p> <p>なお、その申込みはファクシミリ装置を用いて行うことができる。</p> <p>(1)(2) [略]</p> <p>2 馬名登録申込書には、次の事項を記載するものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、馬名登録の申込みは、本財団の電子馬名登録申込システム（本財団の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続して馬名登録申込を行うシステムをいう。）により行うことができる。この場合、血統登録証明書の写しの添付に代えて、当該馬の血統登録証明書に記載されている<u>識別番号（7桁の英数字のコード番号）</u>を申込み画面の所定の場所に入力するものとする。</p>	<p>(申込み)</p> <p>第2条 馬名を登録しようとする当該馬の所有者は、馬名登録申込書（様式第2号）に、次に掲げる書類のうち該当するものを添えて、公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル（以下「本財団」という。）の理事長に申込みなければならない。</p> <p>なお、その申込みはファクシミリ装置を用いて行うことができる。</p> <p>(1)(2) [略]</p> <p>2 馬名登録申込書には、次の事項を記載するものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、馬名登録の申込みは、本財団の電子馬名登録申込システム（本財団の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続して馬名登録申込を行うシステムをいう。）により行うことができる。この場合、血統登録証明書の写しの添付に代えて、当該馬の血統登録証明書に記載されている<u>DNA型検体番号</u>を申込み画面の所定の場所に入力するものとする。</p>